

令和4年8月の大雨による災害対策に関する意見書

本年8月、本県では、県内各地で大雨による被害が発生し、特に8月4日には、加賀地方を中心に記録的な大雨となり、梯川の氾濫などによって、7名の負傷者や約1,500棟にも及ぶ住家被害が発生したほか、河川や道路などの公共土木施設、農地・農業用施設などにも甚大な被害をもたらした。

現在、本県と関係市町が連携し、被災者支援と速やかな復旧に向け、全力を挙げて取組を進めているが、一日も早い復旧・復興を実現するためには、国による強力な支援が不可欠である。

また、近年、こうした甚大な被害をもたらす豪雨災害が全国各地で毎年のように発生しており、今後も発生することが懸念されていることから、県民の安全・安心の確保に向け、国土強靱化の取組を更に強力に推進するとともに、被災者の生活再建に向けた施策の充実に取り組む必要がある。

よって、国におかれては、下記の事項を実施するよう、強く要望する。

記

- 1 激甚災害に指定される見込みである今般の大雨による災害について、公共土木施設や農林水産施設等の災害査定を速やかに進めるとともに、早期復旧に向けた支援を行うこと。また、再度の災害を防ぐため、災害復旧事業に当たっては、原形復旧だけでなく、改良復旧を積極的に推進すること。
 - 2 被災した中小企業が速やかに事業を再開できるよう、事業用施設等の復旧や事業再建に向けた支援を行うこと。また、被災した農林水産事業者が生産活動の早期再開に向けて必要となる費用に対する支援を行うこと。
 - 3 本県及び被災市町が行う復旧・復興事業に要する一連の費用に対し、特別交付税による十分な支援措置を講じること。
 - 4 被災者生活再建支援制度の支給対象について、現在、中規模半壊まで拡充されたところであるが、更なる制度の拡充を図ること。
 - 5 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」による取組を強力かつ計画的に推進することができるよう、引き続き、必要な予算を安定的・継続的に確保すること。
 - 6 住民の迅速で適切な避難行動や、自治体の早期の防災対応を可能とするため、気象情報の高度化について、早期の技術開発と実用化に取り組むこと。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年9月28日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
農林水産大臣
国土交通大臣
内閣府特命担当大臣(防災)
内閣官房長官

あて

石川県議会

議会議案第3号

女性デジタル人材育成を強力に推進するための支援を
求める意見書

女性デジタル人材の育成については、女性の経済的自立に向けて、また、女性人材の成長産業への円滑な移動支援を図る観点から極めて重要である。政府は本年4月26日、「女性デジタル人材育成プラン」を取りまとめ、就労に直結するデジタルスキルの習得や、テレワークなど柔軟な働き方を促す就労環境の整備の両面から支援し、女性のデジタル人材育成の加速化を目指すこととした。

我が国の国際競争力を高め、生産性を向上させる上でも、本プランの着実な遂行と実現が不可欠であり、デジタル化が進むことにより、大都市一極集中による人口の過度な偏在の緩和や、感染症等のリスクの低減も図られるとして、大きな期待が寄せられている。

よって、国におかれては、地方における女性デジタル人材育成の強力な推進を図るため、下記の事項を実施するよう、強く要望する。

記

- 1 本プランを実施・遂行する上で、自治体規模に合わせた取り組みやすい参考事例を国として積極的に発信すること。
 - 2 テレワークによるデジタル分野の就労は離れた地域でも可能であることから、テレワーク可能な企業のあっせん、紹介について全国規模で行えるよう、プラットフォームを形成すること。
 - 3 全国どこに住んでいても、また、育児や介護など時間的な制約があっても、デジタルスキルを習得してテレワークを活用しながら就労ができ、サポートを受けながらOJT等による実践的な経験を積むことができる機会を提供すること。
 - 4 テレワークの定着・促進に向けての全国的な導入支援体制をいち早く整備すること。
 - 5 本プランの着実な遂行のため、十分な予算を確保すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年9月28日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
経済産業大臣
デジタル大臣
女性活躍担当大臣
デジタル田園都市国家構想担当大臣
内閣官房長官

あて

石川県議会

地方の農地の保全と活用のための支援拡充を求める意見書

宅地等への転用や荒廃農地の発生等により、1960年に約600万ヘクタールあった我が国の農地は、現在、約435万ヘクタールへと大幅に減少している。農業の現場では、従事者の高齢化や担い手不足などの問題により、農地の減少は止められない状況であり、農地としての復元が困難な荒廃農地は、現在、約19万ヘクタールとなっている。

近年、世界的な規模での感染症のまん延や異常気象による作物の凶作、不安定な国際情勢等を踏まえ、食料の安定供給の確保を図るには、荒廃農地の発生防止と解消は重要な課題となっており、この課題解決に向け、農村部では農地中間管理機構による農地の集積・集約や、民間企業等の農業参入等を積極的に進めようとしているが、その担い手確保が困難な状況となっている。実際に、我が国の農家人口は、1990年から2000年の10年間で2割以上減少しており、地域類型別では都市的地域の減少割合が大きい。

2017年の生産緑地法改正を受け、都市部の農地は、民間企業等への農地の賃借による担い手の確保により、生産緑地の約9割が特定生産緑地へ移行される中、市民農園の整備等による農地の保全が積極的に進められているが、地方の農地の保全及び活用に向けた支援は十分でない。

よって、国におかれては、地方自治体と民間企業等の連携を強化し、地方の農地の保全と活用を図るため、下記の事項を実施するよう、強く要望する。

記

- 1 農用地区域への転用特例に、地方自治体と民間企業等の連携による半農半Xの人材確保を促すサテライトオフィスや宿泊施設等の整備も加えるとともに、地方の農地における日帰り型や滞在型の市民農園の整備促進を図ること。
- 2 テレワーク相談センターにおいて各地域の農地の貸付けを促す情報を提供するなど、国と地方自治体、民間企業等の連携によるテレワークと農業の融合政策を積極的に推進すること。
- 3 多面的機能支払交付金の適用範囲を民間企業等へ拡大するとともに、予算の拡充を図ること。
- 4 特定地域づくり事業推進交付金について、地方自治体と民間企業等の連携による活用等について検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年9月28日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
農林水産大臣
国土交通大臣
デジタル田園都市国家構想担当大臣
内閣官房長官

あて

石川県議会